



NO. 298
2017. 8. 15

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.
network/

ユニオンに加入
を希望される方
下記アドレス
に「氏名・所属」
をメールください。
後ほど担当支
部から連絡させ
て頂きます。
k-union@alpha.
ocn.ne.jp

2017年 人事院勧告

月例給 一時金

0.0%

17%

1ヶ月の改善の

低額勧告!

人事院は、8月8日政府と国会に対し給与に関する勧告と人事管理に関する報告を行いました。

今回の勧告は、4年連続での改善の勧告となり、俸給表の水準で631円(0.15%)、一時金0.1ヶ月分の改善となつています。今回勧告も若年層の改善に重きを置き、初任給は1,000円の引き上げ、若年層についても同程度の改定を行つていますが、その他の職員や再任用職員に對しては昨年と同様に400円の引き上げにとどまっています。そのため高齢層では現給保障額にも届かないため実際の支給額は変わらず、生活が改善されるものにはなつていません。

現給保障廃止など

高齢層に配慮なし

勧告では「給与制度の総合的見直し」の完成により、行一6級相当以上の1.5%減額支給措置が廃止をされ6級昇格が改善されますが、同時に現在実施されている激変緩和の経過措置については、私たちの要求に背を向け来年3月31日で廃止するとしており、現在現給保障を受けている55歳前後の多くの職員が買下

げとなります。また、再任用者の給与のあり方についても昨年同様引き続き検討するとされ、生活関連手当の支給も含め何らの改善もされていません。そのため、無年金におかれていて多くの再任用職員の生活実態を顧みないものとなつていま



フルタイム中心の

再任用・定年延長

の検討進めよう

再任用のフルタイムについては、昨年同様、当面の措置として「新規採用者を一定数確保しながらフルタイム中心の再任用が実現できるように定員上の取り扱いかげを引き続き行うなど必要を取り組みを行う」とし、また「定年引き上げに向けた論点を整理を行うなど必要な検討を鋭意進めていく」としてあり、私たちの要求を一定反映したものとなつています。しかしながら、フルタイム再任用では定員問題もありませんが、同時に賃金引き上げなど労働条件を改善していくことも重要な問題です。検討にあたっては一方的な政府の総人件費抑制の要請に耐えるのではなく、代償機関としての役目を果たして欲しいものと

本年の給与勧告のポイント

- 月例給、ボーナスともに引上げ
 - ① 民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
 - ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- 給与制度の総合的見直し
 - ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
 - ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

週休日の勤務・平日深夜の勤務は

必ず管理職特勤を請求しよう!

管理職特別勤務手当は「俸給の特別調整額(管理職手当)を補完する趣旨で支給される手当で、他の給与では必ずしも十分評価されておらず、他は休日等における勤務日又は休日等における勤務日に対し支給される手当」として1992年4月に新設されました。

さらに、頻繁する災害に对应した緊急体制が続く中、ユニオンが管理職員の災害時や深夜勤務について超過勤務手当の支給を要求する中で、国土交通省の管理職員の勤務状況を念頭に置いて「管理職深夜特別勤務手当が2015年4月より施行されました。」

2015年2月4日に行われたユニオンと人事院本院との会見で「管理職深夜特別勤務手当」について人事院は次のように述べています。



①管理職手当や従来の管理職特別勤務手当で十分なフォローが出来てくるか疑問

②従来の管理職特別勤務手当の「場所と時間」の制限を取り除いた

③手当支給に当たっては国土交通省の職場実態(現地調査も行い)を念頭に置いていく

④国土交通省には「支給に当たっては必要以上に慎重にならないようお伝えする」

手当は請求しなければ支給されません

支給要件は業務内容が「臨時又は緊急のもの」で「真に必要性があったかどうか」が判断基準の全てであり、勤務場所や勤務した時間の制約はありません。TEC-FORCEにて派遣されている間も同様に取り扱い

ます。また派遣での移動中については業務の打合せ等一定の要件に当てはまれば支給対象となります。事前の振替命令を行ってはいない場合でも事後整理で振替を「強要」したり、在宅勤務が即応性など合理的な場合であっても勤務官署と同様な勤務でないなどとして、支給について制限をかけるなど誤った解釈を行っている場合もあります。請求しなければ支給されませんが、請求をしなければいけません。

管理職特別勤務手当

管理職員が休日等に出勤した場合支給される

区分	6時間未満	6時間以上
3種	8500	12750
4種	7000	10500
5種	6000	9000

課長・出張所長は4種

管理職深夜勤務手当

平日の午前0時から午前5時の間、短時間でも勤務した場合。課長・出張所長は四種

府県部長	3種	4,300円/回
管区課長	4種	3,500円/回
地方課長	5種	3,000円/回



【支給対象とならない業務】

これ以外の業務は支給対象

- (1) 各種資料の整理
- (2) 通常の勤務時間内においても一般的に行われているデータの計測、機器の管理その他これに類する業務
- (3) 所属機関以外の機関等が主催する諸行事(記念式典、表彰式、講習会等)等への儀礼的な参加、出席(あいさつ等を行う場合を含む)
- (4) 所属機関が主催又は共催する諸行事等への開催事務担当者以外の立場での参加、出席また、国会関係業務、法令協議関係業務、予算関係業務等についても、直後の勤務日の始業時間以降に処理できるものについては、この手当の支給対象となる業務としては取り扱わないものとする。
(主催、共催の諸行事にスタッフとして参加すれば支給対象となる)